

平成24年度 淡路地域 地域づくり活動応援事業 ～助成のご案内～

さまざまな地域団体は、地域に根ざした活動を通じて、地域コミュニティを支え、こころ豊かな美しい淡路、“環境立島あわじ”の実現に重要な役割を果たしています。

地域団体がその行動力を高め、地域の活性化と充実強化につなげる新たな取り組みに対して助成を行います。



「環境立島あわじ」
人と自然の豊かな
環境をきずく公園島



募集期間

平成24年4月27日(金)から 5月31日(木)まで

こころ豊かな美しい淡路推進会議

1 助成の概要

(1) 対象団体

一定の地域を基盤に地域活動を行う団体（いわゆる地域団体）が対象となります。

地域団体とは？（助成事業を実施する上での定義）

- ・淡路地域の中で一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動（概ね1年以上）をしていること。
- ・年間を通じた活動を計画し、来年度以降も継続して活動する予定であること。
- ・地域における多数の世帯・住民で構成されていること。
- ・地域における世帯・住民が一定の要件のもとに加入が自由であること。
- ・規約・代表者を定めていること。

例えば、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、いざみ会、まちづくり協議会、防犯協会、交通安全協会、青少年育成団体など（営利団体、宗教団体は対象になりません。）

(2) 対象事業

地域団体が、地域の課題解決のため、他の団体・グループ等と協働のネットワークを広げることなどを通じて進める、従前の事業の枠を超えた広域的・先駆的・モデル的な取り組みが対象となります。

（採用基準） *次のいずれにも該当する事業であることが条件になります。

- ・地域団体の企画力の強化、情報・ネットワーク機能の強化、又は組織基盤強化のための新しい取り組みであること。
- ・他の地域団体のモデルとなること。
- ・その他、地域の課題解決（地域社会の共同利益の実現）につながること。
- ・事業の実施に当たって、2以上の団体と協働し取り組む事業であること。ただし、3団体以上の団体が実行委員会組織を設け実施する場合はこの限りでない。

※ 次のような事業は対象とはなりません。

- ・平成23年度までに、当事業で助成を受けた同一内容の事業
- ・財産の形成又は営利を目的とする事業
- ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ・反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- ・毎年実施している地域の祭り、単なる備品購入、施設整備等で完結する事業
- ・本事業の他に兵庫県及び兵庫県の外郭団体から助成を受けている事業
- ・事業提案会までに事業が完了する事業

2 助成の内容・金額

(1) 助成金額

1件あたり 原則 10～40万円

※ 事業内容によっては、5万円以上10万円未満の事業についても助成対象として採択されます。

※ 1件あたりの助成金額は助成対象経費の80%以内です。

※ 事業提案会での審査により助成金が減額となることがあります。

(2) 助成の対象となる事業の実施期間

平成24年4月1日～平成25年2月28日

ただし、事業提案会の実施日までに事業が完了する場合は助成対象外となります。

(3) 助成の対象経費（詳細は別紙をご参照ください）

ア 助成対象となる経費

- ・講師謝金、講師旅費（実費弁償）、消耗品費、印刷製本費等
- ・その他審査の結果必要と認められた経費

イ 助成対象とならない経費

日常的な活動経費、スタッフの入会費・雑費等

なお、領収書の写しが添付されない経費は対象となりません。

3 助成の申込

(1) 募集期間

平成24年4月27日（金）～平成24年5月31日（木）

(2) 応募方法

助成を希望される地域団体は、必要書類にご記入の上、「こころ豊かな美しい淡路推進会議事務局」（兵庫県淡路県民局県民課内）まで必ずご持参ください。受付時間は午前9時から午後5時（ただし12:00～13:00除く）までですが、来庁日時を事前にご連絡ください。

郵送、ファックス、電子メール等では受付できません（様式の電子ファイルの送付依頼や、助成対象の内容に関するご質問はお問い合わせ下さい。）。

なお、一団体につき一事業の申込みに限ります。

(3) ヒアリングの実施

・申請書の受付の際に、簡単なヒアリングを実施させて頂きます。

・申請受付後に、事務局で事前の書類審査を実施します。その結果、申請内容の確認等で淡路県民局まで再度お越しいただくことがあります。

4 審査基準等

(1) 選考方法

提出していただいた申込書をもとに、「事業提案会」（平成24年6月下旬予定）での有識者等による審査で、助成対象事業、金額を決定します。

※「事業提案会」では、今回の事業が提案団体や地域のパワーアップにどうつながっていくのか、協働の相手方や他地域への波及効果などを中心に発表（3分程度）していただく予定です。

(2) 主な審査項目

- ・団体の目的が、地域づくり活動を主としているか。
 - ・団体の地域づくり活動は、今後の広がりに期待できるか。
 - ・先駆的、モデル的な取り組みであるか。
 - ・地域や団体の課題解決が図られ、広く地域社会の共同利益の実現につながるか。
 - ・市域を超えるなど広域的な取り組みがどの程度行われるか。
- ※なお、過去に助成を受けられている団体は優先順位が低くなります。

5 助成金の支払い等

(1) 事業実施報告書の提出

事業完了後30日以内に地域づくり活動応援事業実施報告書を提出していただきます。事業実施報告書の提出がない場合、助成金の交付決定は取り消しとなります。

(2) 助成金の支払い

実施報告書を審査のうえ、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、助成金請求書により、指定された口座へ助成金を振り込みます(助成金請求書は事業実施報告書と併せて提出していただいて構いません)。

※必要と認められる場合は、一回に限り前払い(上限額:助成金額の半額)を請求することができます。

6 報告会の開催等

平成25年3月に開催予定の「交流・報告会」に必ずご出席いただき、取り組みの概要と事業で得られた成果等を報告していただきます。

皆様の活動をインターネットで広く情報発信し、活動の輪を広げ、相互の連携・交流に役立てるため、ひょうごボランタリープラザでの「地域づくり活動情報システム『コラボネット』」への登録をおすすめします。

<ひょうごボランタリープラザ>

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー6階

TEL 078-360-8845 FAX 078-360-8848

URL <http://www.hyogo-vplaza.jp/index.html>

〈書類の提出先・お問い合わせ先〉

こころ豊かな美しい淡路推進会議事務局 担当 大谷・新家

〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番5号 (兵庫県淡路県民局県民課内)

TEL 0799-26-2047・2046 FAX 0799-26-3090

電子メール Awajikem_06@pref.hyogo.lg.jp

各種様式は淡路県民局のホームページにも掲載しています。

<http://web.pref.hyogo.jp/aw02/katsudououen/html>